

ユーカー友の会会則

第1章 総則

第1条 本会は、ユーカー友の会という。

第2条 本会は、会員相互の親睦、連絡を図ることを目的とする。

第3条 本会は、事務局を新松戸中央総合病院栄養科に置く。

第2章 会員

第4条 会員は、次の各号に該当するものをもって構成する。

- (1) 新松戸中央総合病院に通院、治療を受けている者。
- (2) 新松戸中央総合病院に通院、治療を受けている者の家族。
- (3) 前号に掲げる者で、過去に通院、治療を受けていた者。
- (4) 新松戸中央総合病院に勤務する職員。

第3章 役員

第5条 本会は、次の役員を置く。

| | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|
| 会長 | 1名 | 書記 | 1名 | 理事 | 1名 |
| 会計監査 | 1名 | | | | |
| 会計 | 1名 | 幹事 | 1名 | | |

第6条 役員を選出は、次による。

- (1) 会長・副会長・会計・書記・会計監査・幹事・理事の選出は会員の総意による。

第4章 任期

第7条 役員任期は1年とし再任を妨げない。

第5章 会議

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため、総会を年1回5月に開催する。

総会の成立は、会員の過半数の出席とし、役員会は役員数の3分の2以上の出席で成立するものとする。

第9条 役員会は、随時会長が招集する。

第6章 退会

第10条 会員は退会を希望する場合は速やかに事務局に届け出ること。

第7章 会則の改正

第11条 この会則の改正は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第8章 その他

第12条 会員は、住所・連絡先に変更があったときは、速やかに事務局に通知する。

付則 この会則は平成25年6月1日から適用する。

平成27年4月1日改訂
令和元年4月1日改訂
令和5年10月1日改訂